

前回会議（令和元年 10 月 10 日）からの主な修正一覧

1 量の見込みについて

(1) 量の見込みの見直し

一時預かり事業（幼稚園型）について、コミセンエリア 6 区域における、量の見込みを見直しました。（P97～99）

（見直した理由）

一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みにつきましては、当初、ニーズ調査結果から算出した見込み量に、コミセンエリアごとの保育施設の施設数（実績値）を踏まえて、見込み量を補正していました。

しかし、一時預かりの保育施設がない区域（南コミセンエリア）においても一時預かりのニーズはあることから、市域全体の量の見込み（全体量）は変更せず、コミセンエリア別の人口割合で、数値を振り分けする見直しを行いました。

※ 市域全体の量の見込みは、前回、御提示した数値と同じ数値

2 計画の基本的な考え方について（P31）

「すべての子どもが、愛情豊かな人間関係の中で、笑顔で健やかに成長し、将来に向けての夢と希望を描けるよう、第 1 期計画から引き続き、子ども・子育て支援施策を推進します。」に文章を改めました。

（前回の文章）

すべての子どもが、愛情豊かな人間関係の中で、笑顔で健やかに成長し、将来に向けての夢と希望を描けるまちづくりをめざします。

3 文言について

(1) 文言の修正

ア 資料全体を通して、誤字脱字の修正、文言統一を図りました。

イ 「ひとり親家庭等日常生活支援事業について、事業の概要等を修正しました。（P62）

※ 寝屋川市母子寡婦福祉会から、事業の利用条件を記載してほ

しいとのご意見を踏まえ、事業の概要等を修正しました。

(2) 文言の追加

ア 国の基本指針の改正※¹に基づき、「第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる国の基本指針」に、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の文言を追記しました。(P2)

※1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

① 事業虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止の抜本的強化について」等を踏まえ、以下の事項等を追記。

- ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発見時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

イ 国の考え方※²に基づき、「イ 保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】」に、「認定こども園の普及について」を追加しました。(P84)

※2 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（平成31年4月23日）

15 認定こども園への移行に係る需給調整の特例

(2) 都道府県支援事業支援計画等における取扱い

都道府県支援事業支援計画で定める数については、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園の利用の希望に十分配慮し、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行った上で設定することとしている。

したがって、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行に当たっては、当該数と事業者の意向を十分に踏まえた対応がなされることが必要である。

なお、指定都市、中核市においては、市町村支援事業計画において当該数を定める必要があることに留意すること。

4 関連事業について

(1) 関連事業の移動

「新生児聴覚検査事業」について、基本方針2「障害児支援の充実」から基本方針1「母子保健の推進」に移動しました。(P39)

(2) 関連事業の追加

ア 基本方針1の「(1)母子保健の推進」の関連事業として、「子育て世代包括支援センター事業」、「子ども医療費の助成」、「特定不妊治療支援事業」、「小児慢性特定疾病医療費助成」、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の5つの事業を追加しました。(P37、P39)

イ 基本方針2の「(1)放課後の居場所づくりの推進」の関連事業として、「子ども食堂支援事業」、「小児慢性特定疾病医療費助成(再掲)」、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲)」の3つの事業を追加しました。(P48、P52)

ウ 基本方針3の「1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり」の関連事業として、「子ども読書活動の推進」を追加しました。(P54)

(3) 関連事業の削除

「マイ保育所事業」について事業の見直しを行う予定であることから関連計画から削除しました。

5 子どもの貧困対策の推進

(1) 国の「子供の貧困対策に関する大綱(案)」の記載内容に基づき、関連施策の順番(並び順)を全体的に変更しました。(P63～70)

(2) 国の「子供の貧困対策に関する大綱(案)」の記載内容に基づき、「職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」を「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」に変更しました。(P67)

(3) 子どもの貧困対策(教育の支援)の施策に、「幼児教育・保育の無償化事業(再掲)」、「幼児教育アドバイザーの配置(再掲)」を追加しました。(P63)